

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	福祉 課 福祉 係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）56-0614（内線157）】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（4） 障害者が暮らしやすいまちをつくる

業務の名称	長久手町障害者タクシー料金助成金				
(1)根拠法令・条例	長久手町障害者タクシー料金助成事業実施要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	2,530千円 (3,300千円)	2,617千円 (4,951千円)	2,770千円 (4,700千円)	5,687千円
(3)補助率	. %（要綱要領で認められる補助率） 基本料金上限610円及び迎車料金200円（利用の場合のみ）				
(4)業務期間	開始した年度	平成3年度	終了（予定）年度	終了予定なし	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	この要綱は、障害者にタクシー料金の一部を助成することにより、家計の経済的軽減を図り、障害者福祉の向上に資することを目的とする。
②補助対象	本町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものが対象者。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定する級別で、1級、2級及び肢体不自由で下肢又は体幹の障害が3級の者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けている者でその障害の程度が「A」又は「B」と記載されている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する級別で、1級又は2級の者
③平成22年度実績	平成22年12月末現在、チケット交付者数267人、利用枚数3,210枚、支払金額2,134,800円
④団体の事業活動（団体への補助の場合）	（団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %）

⑤成果指標	成果を測る指標		指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度 （平成22年12月末現在）
	ア	年間利用枚数	年間利用枚数	3,751枚	3,893枚	見込み 4,000枚
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

・特になし

(7)評価	必要性	4	障害とは個人の力では対処できないものであり、人によっては移動も大変である。そういった方々に対して、生活の安定を支援するためには必要と思われる。また、サービスの提供を通じて、対象である障害者以外の第三者にも受益がおよぶ。	総合評価
	有効性	4	移動手段の料金を助成することにより、外出や通院など障害者の自立した社会参加外を促すため、障害者への貢献度は高い。	